

2025年8月1日

2025年度季節性インフルエンザ集団予防接種業務の実施  
(公募要領)

独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

1. 公募の内容

- (1) 公募件名：2025年度季節性インフルエンザ集団予防接種業務の実施
- (2) 業務内容：「第1 業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間（予定）：覚書締結日～2025年10月31日

2. 手続き全般にかかる事項

(1) 問い合わせ先

業務仕様書（案）等に関する質問がある場合は、8月15日（金）正午までに以下の問い合わせフォームから質問を送付ください。8月25日（月）までに本公募を掲載したウェブページに回答を掲載します。

独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部契約推進第三課  
【住所】〒102-8012 東京都千代田区5-25 二番町センタービル  
【問合せ】 <https://forms.office.com/r/SfbVgris9V?origin=IprLink>

(2) 応募書類等の提出方法

2025年8月29日（金）正午（必着）までに次のアドレスに「2025年度インフルエンザ集団予防接種実施に係る応募書類」（記入項目の中に「一人当たりの接種費用見積もり金額」を含む。）を提出すること。

提出先 E-mail アドレス：[outm3@jica.go.jp](mailto:outm3@jica.go.jp)

3. 応募資格

次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 本業務を実施する能力を有する者
- (2) 破産手続き開始の決定を受けていない者
- (3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に該当しない者
- (4) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく措置を受けていない者

4. 協力機関の選定方法

実施体制に係る諸条件を満たす者について、最も安価な見積価格を提示した者を選定する。諸条件の詳細は別紙2のとおり。

5. 評価結果の通知

- (1) 結果の通知は、2025年9月4日（木）までに候補者にのみ電子メールで連絡します。
- (2) なお、選定の過程で提出書類の内容等に関し、質問・確認を行うこと、追加資料の提出を求めることがありますので、その際には、提示された期限までに、回答または追加資料の提出をお願いします。

#### 6. 覚書作成及び締結

選定された候補者との間で「覚書（案）」に基づき、速やかに覚書を作成し締結することにより、本業務の協力機関として決定します。

## 第1 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が実施する JICA 関係者への季節性インフルエンザ集団予防接種に係る業務の内容を示すものです。本件協力機関は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

### 1. 業務の概要

(1)2025/2026 シーズンの流行に合わせた接種希望者分のワクチンの確保

(2)季節性インフルエンザ予防接種の実施

接種実施予定日時および人数

【麹町本部】 2025 年 10 月 16 日（木） 13:00～16:00 約 310 人

2025 年 10 月 23 日（木） 13:00～16:00 約 310 人

【竹橋本部】 2025 年 10 月 17 日（金） 13:30～14:30 約 80 人

※時間は、接種時間を表示しており準備・片付け・待機等の時間を除く。

(3)本業務の JICA 担当部署：人事部（健康管理室）

### 2. 実施方法

(1) 協力機関は、2025/2026 シーズンの流行に合わせた接種希望者分のワクチンを確保する。

(2) JICA 関係者への周知・予約受付は JICA が行う。

(3) 協力機関は、1 時間あたり 100～120 人の接種が可能となるよう人員を確保する。

(4) 協力機関は、接種に係る検温、問診、接種、接種費用の徴収、領収書発行等の実施・運営全般を確保した人員で実施する。

(5) 協力機関は、予約時間内に未来場の希望者がいた場合等は、JICA 担当者と連絡を取り、より多くの希望者が接種をできるよう取り組む。

(6) 協力機関は会場設営・片付けを行う（机、椅子、パーテーション、ホワイトボードは JICA で用意可）。

(7) 協力機関は、万が一、接種後に急変が生じた者がいた場合に対応する。

(8) 協力機関は、各日の最終接種から 30 分は医師を待機させる。

### 3. 請求と支払い、費用負担等について

(1) JICA は、接種場所の提供のみを行い、JICA から協力機関に対する出張費等の支払いは一切発生しない。

(2) 協力機関は、覚書に定めた金額を被接種者本人から接種会場で徴収する。

(3) 協力機関は、用意したワクチンに余剰が生じた場合（当日キャンセル、予約が埋まらない等）の経費負担を負うこと（JICA からキャンセル料等の支払いは行わない）。

## 第2 応募書類について

応募書類の作成するにあたっては、別紙1「2025年度インフルエンザ集団予防接種実施に係る応募書類」を記入のうえ、PDFファイルに変換し期日までに指定のE-mailアドレスを宛先に提出してください。

選定の過程で提出書類の内容等に関し、質問・確認を行うこと、追加資料の提出を求められることがありますので、その際には、提示された期限までに、回答または追加資料の提出をお願いします。

### 第3 覚書（案）

#### 2025年度季節性インフルエンザ集団予防接種業務の実施に係る覚書

独立行政法人国際協力機構（以下、「機構」という。）と、●●●●●●●●（以下、「協力機関」という。）は頭書記載の業務（以下、「本業務」という。）の実施に関して、以下の各条項のとおり合意するものである。

#### （覚書の構成）

第1条 本覚書は、本覚書本体の他、本覚書の一部として効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

#### （1）付属書「業務仕様書」

#### （目的）

第2条 機構は、本業務を実施するために、覚書締結日から2025年10月31日までの期間において、協力機関を本業務の実施に係る医療機関として指定する。

#### （単価）

第3条 季節性インフルエンザ予防接種の一人あたりの単価は●●円（税込）とする。

#### （支払）

第4条 協力機関は、前条に記す金額を被接種者本人に接種会場にて請求することができる。

2 機構と協力機関の間で、請求および支払いは生じない。

#### （秘密の保持）

第5条 協力機関は、本業務の実施上知り得た情報（以下、「秘密情報」という。）を機構から指示が無い限り秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。

2 協力機関は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。又、いかなる場合も改ざんしてはならない。

3 協力機関は、本業務の従事者が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。

4 本条の各規定は、本合意が終了した場合においても同様とする。

#### （個人情報保護）

第6条 協力機関は、本合意において、機構の保有個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」の第2条第5項で定義される「保有個人情報」を指す。以下「保有個人情報」という。）を取り扱う業務を行う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 協力機関の業務に従事する者（再委託又は下請負を行う場合には、再委託の受託者と下請負人を含む。以下、同じとする。）に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め機構の承認を得た場合は、この限りではない。
    - (イ) 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。
    - (ロ) 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
  - (2) 協力機関の業務に従事する者が前号に違反したときは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 50 条から第 51 条及び第 53 条に定める罰則が適用され得ることを、協力機関の業務に従事する者に周知すること。
  - (3) 個人情報保護管理責任者を定めること。
  - (4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。協力機関は、機構が定める個人情報保護に関する実施細則（「細則」という。）を遵守し、細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、機構が認めるときを除き、これを行ってはならない。
  - (5) 機構の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
  - (6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに機構に報告し、その指示に従うこと。
  - (7) 本合意履行期間後、速やかに、本合意期間において本業務実施のために機構が提供した保有個人情報を判読不可能な方法により消去し、消去した旨を直ちに機構に報告すること。ただし、予め機構の承認を得た場合は、この限りではない。
- 2 前項第 1 号の規定は、本合意が終了した場合においても同様とする。
  - 3 機構は、必要があると認めるときは、協力機関の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

（疑義の決定）

第 7 条 本合意に定めのない事項又は本合意の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて機構、協力機関で協議の上、これを定めるものとする。

2025 年 9 月 日

機構 東京都千代田区二番町 5 番地 2 5  
独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部長 三井祐子

協力機関 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●  
●●●●●●●●●●●●●●●●●●  
●●●●●●●●●●●●●●●●●●

## 2025 年度季節性インフルエンザ集団予防接種実施に係る応募書類

提出日： 年 月 日

医療機関/企業名：

記入者/担当者氏名：

連絡先：【TEL】

【E-mail】

予防接種の実施にあたり、以下の体制を整えることが可能です。

No.	設問	回答
1	接種場所の提供のみで、当機構より出張費等の費用が発生しないことを了承できる。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2	集団接種希望者分のワクチンが確保できる。(計 700 人程度の接種を想定しているが流行予測等により変更の可能性あり)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3	1 時間に 100~120 人の接種が可能であり、そのための医療従事者・スタッフ等を確保できる。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4	医療機関が用意したワクチンに余剰が生じた場合(当日キャンセル・予約が埋まらない等)の経費負担を負うことができる(当機構からのキャンセル料等の支払い無し)。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5	受注機関の医療従事者・スタッフで検温・問診・接種・接種費用の徴収・領収書発行等の実施・運営全般が可能である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6	会場設営・片付けの対応が可能である。(机・椅子・パーテーション・ホワイトボードは当機構で用意可)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7	一人当たりの接種費用	円(税込)/人
8	接種当日のスタッフの配置数 (麴町本部 約 310 人/日×2 回想定)	医師 人 看護師 人 他スタッフ 人
9	接種当日のスタッフの配置数 (竹橋本部 約 80 人/日×1 回想定)	医師 人 看護師 人 他スタッフ 人
10	各日の最終接種から 30 分医師の待機ができる(可能な範囲で撤収作業を進めること可)。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
11	10/16(木),23(火)に麴町本部、10/17(金)に竹橋本部での接種対応が可能である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
12	接種後、急変患者が生じた場合の体制・対応についてご記入をお願いします。 ( )	
13	その他特筆すべき事項ございましたらご記入をお願いします。 ( )	

提出先：独立行政法人国際協力機構国際協力調達部契約推進第 3 課

E-mail： outm3@jica.go.jp